

昭和三十三年三月十四日

○第二十八回 参議院会議録第十四号

昭和三十三年三月十四日(金曜日)午前十時三十三分開議

議事日程 第十三号

昭和三十三年三月十四日 午前十時開議

第一 放送法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

(内閣提出)

第二 輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第三 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第四 郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第五 郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

一昨十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 予算委員 決算委員

西田 信一君 竹中 恒夫君 千田 正君 成田 一郎君 康麿君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これ

を委員会に付託した。

昭和三十三年三月十四日 参議院会議録第十四号 議長の報告

樺 繁夫君 横川 正市君 北村 賀君 同 同

運輸省設置法の一部を改正する法律案 内閣委員会に付託

吉田 勝雄君 紅露 みつ君 青柳 秀夫君 大谷 萬次君 郡 祐一君 同 同

刑法の一部を改正する法律案 法務委員会に付託

大河原 一次君 西田 信一君 竹中 恒夫君 千田 正君 同 同

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

左の通り指名した。

同日承認することを議決した左の内閣が送付された。

地方行政委員 予算委員

吉田 勝雄君 紅露 みつ君 青柳 秀夫君 大谷 萬次君 郡 祐一君 同 同

衆議院に通知した。

決算委員

森中 守義君 大河原 一次君 水崎 光治君 竹中 恒夫君 千田 正君 同 同

衆議院運営委員会に付託

吉田 勝雄君 紅露 みつ君 青柳 秀夫君 大谷 萬次君 郡 祐一君 同 同

同日承認することを議決した左の内閣が送付された。

吉田 勝雄君 紅露 みつ君 青柳 秀夫君 大谷 萬次君 郡 祐一君 同 同

衆議院に付託した。

大河原 一次君 水崎 光治君 竹中 恒夫君 千田 正君 同 同

同日議員から左の議案を提出した。

森中 守義君 大河原 一次君 水崎 光治君 竹中 恒夫君 千田 正君 同 同

同日議員から左の議案を提出した。

下條 康麿君 水崎 光治君 竹中 恒夫君 千田 正君 同 同

同日議員から左の議案を提出した。

竹中 恒夫君 千田 正君 同 同

同日議員から左の議案を提出した。

(委員長報告)

同日本院は即日これを文教委員会に付託した。

松永忠二君外一名先議 同同同

公立の小学校及び中学校の特殊学級における教育の振興に関する法律案付託した。

(同日議員から左の議案を提出した。)

同日本院は左の内閣提出案中修正を承認した。

正

通商に関する日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求める件。

正

同日本院は、衆議院議員神近市子君、同島村一郎君、同世耕弘一君、同中山の件。

正

開拓者資金融通法の一部を改正する法律

正

同日本院は、衆議院議員神近市子君、同島村一郎君、同世耕弘一君、同中山の件。

正

開拓者資金融通法の一部を改正する法律

正

同日本院は、衆議院議員神近市子君、同島村一郎君、同世耕弘一君、同中山の件。

正

内閣委員 地方行政委員 文教委員

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案 同日国会において議決した左の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

(特2号) 昭和三十一年度一般会計予算補正 (第4号) 同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

昭和三十一年度特別会計予算補正 (特4号)

昨十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

矢嶋 三義君

吉田 萬次君

大谷 靖雄君

郡 祐一君

社会労働委員

青柳 秀夫君

吉田 法晴君

大谷 萬次君

決算委員

紅露 みつ君

大谷 賢雄君

森 中 守義君

議院運営委員

大河原 一次君

水崎 光治君

大谷 萬次君

同

吉田 勝雄君

吉田 法晴君

文教委員

大谷 萬次君

吉田 萬次君

同

吉田 勝雄君

吉田 法晴君

教職員定数の標準に関する法律案
同日議長は、左の議員提出案を予備審
査のため衆議院に送付した。

公立の小学校及び中学校の特殊学級における教育の振興に關する法律案
(松永忠二君外二名建議)
同日委員長から左の報告書を提出せ
た。

輸出保険法の一節を改正する法律案 可決報告書

郵便振替貯金法の一都を改正する法律案(大蔵省書)

御案可沙革告書

ばき所に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

簡易生命保険法の一部を改正する法

律案可決報告書

いので、外務公務員法第八条第三項の規定により本院の議決を求める旨の要

求書を受領した。

衆議院議員 高崎達之助

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を
第二十八回国会教科文委員に任命するニ

第二回は政局委員に任命されたことを承認した旨回答した。

郵政大臣官房文書課長 上原一郎君

同日内閣総理大臣から議長宛、中小企

業所振興部長今井善衛君（一昨十二日
議長承認のとおり）を第二十八回国会

政府委員に任命した旨の通知書を受領

卷之三

○議長(松野龍平君) これより本田の
会議を開きます。

この際、日程に追加して、政府代表を命ぜて、幾次も交わる交渉の結果、

右部はこの辺議決を求める件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。
内閣から、外務公務員法第八条第三項の規定により、衆議院議員高崎達之助君を日本漁業問題交渉における日本政府代表に任命することについて、本院の議決を求めて参りました。内閣が同君を政府代表に任命することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて、内閣が同君を政府代表に任命することができるとの議決されました。

○議長(松野鶴平君) 日程第一、放送法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。田中郵政大臣。

〔國務大臣田中角栄君登壇、拍手〕

○國務大臣(田中角栄君) ただいま議題となりました放送法の一一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

現行放送法が制定されたのは昭和二十五年五月であります。当時の放送界は、日本放送協会の独占状態でありまして、いわゆる民間放送なるものは一局も存在しなかつたのであります。ただ、漸次、民間放送局の出現の機運は予見できる情勢でありましたので、放送法は、かかる事態に備えて、民間放送局に対する二、三ヵ条の条文を設けるほかは、すべて日本放送協会を規律する条文のみにより成り立っております。でありまして、いわば、この放送法は日本放送協会法であると申しても過言ではないであります。加うるに、当

政府代表任命につき議決を求める件
時としては、協会におきましてもラジオ部門のみで、まだテレビジョン放送は皆無でございました。
その後、今日に至る八九年間ににおける放送開拓の科学及び技術の発達並に電波の利用の増大は、きわめて著しいものがございます。なかんずく、新しい事業形態としての民間放送の出現、新しい放送形式としてのテレビジョン放送の出現及び放送局数及び受信者数の顕著な増高により、放送界の事情は一変してしまつたのであります。
すなわち、放送法制定当時皆無でありました民間放送局は、今日では、ラジオ放送については四十社、九十局、テレビジョン放送については、予備免許中のものを含めて四十三社、四十五局が出現しております。一方、日本放送協会の放送局も、ラジオ放送については、当時約百局でありましたものが今日では三百局に、テレビジョン放送については三十局近くに増加をしております。受信契約者の數も、ラジオ放送については、当時約九百万であったものが、今日では一千五百万になんなんとしておる状況であり、テレビジョン放送については、昭和二十八年発足の当初二千未満であったものが、昨年末では七十五万に達し、今後三年間には四百万になると予想せられます。
かくのことく放送界の現状は、現行法制定當時には夢想だにし得なかつた状態に成育しているのであります。現行放送法をもつてしては、とうていこれを規律し得ないのであります。さらに、その放送内容につきましては、社会、経済、外交等、国民の生活全般に及んで、格段の進歩、向上を見、国民のこれに対する関心も非常に

放送法の一部を改正する法律案(趣旨説明) 増大を来たし、国民教育、国民教養、健全娯楽の各方面について、放送内容の向上、充実を要望する世論は異常に高まりつつあるのです。特に、この傾向はテレビジョンの発達に伴いまして強烈なものがあります。しかも、今後さらに新しい放送とともに、F.M.放送やカラー・テレビジョンが利用されるようになるのも、決して遠い将来でないという情勢になつて参つております。

以上、述べましたような事情からいたしまして、放送法についても全面的に考え直さなければならない時期が参つているものと認められます。

翻つて、現行放送法は、冒頭に申し上げましたように、昭和二十五年に制定せられた後は、昭和二十七年に、議員立法により、テレビジョンの受信料徴収のための改正が行われたほか、何ら改正が行われておらず、昭和二十八年、第十六回国会においても、政府は、放送法の一部改正案を提案いたしましたが、審議未了と相なつております。そのとき以来、現行放送法は、進歩発達する放送界の実情に即し得ない点があるとの理由で、国会は、放送法の改正について、日本放送協会、民間放送連盟などの意見も徴し、臨時放送法審議会に諮問するなど、鋭意努力を傾注して参つたのであります。

私も、このような進歩、発達した放送界の現状及び国民の放送に求める要望を勘案いたしまして、昨年十月下旬、日本放送協会並びに民間放送三十

六局の予備免許をいたします際、現行法の許容する最大限度において最善の努力をいたしたのであります。が、現行法の予想をはるかに越えた現実の放送界の状況に即応いたしますためには、あまりにも実情に即しない現行法をもつてしては、いかにも不十分であると痛感いたし、早急に放送法を改正すべきことを決意し、放送法審議会の答申、その他各方面の意見をも十分に検討いたしました結果、次のとき方針により放送法の一部を改正することにいたしたのでござります。

その第一は、放送が国民生活に及ぼす影響力がきわめて重大となつてきて、いることにからんがみ、放送番組の適正を確保するため必要な措置を講ずることであります。この場合、放送の言論機関たる特性を十分に考慮し、こうも表現の自由を侵すものでないよう配意をいたしております。放送は、申すまでもなく、新聞、雑誌と同じく有力なマス・メディアの一つであります。放送は、積極的には、日々の国民生活上必須の知識を提供し、国民の資質の向上に資し、国民に健全な慰安娛樂を与えて、もつて国民生活を豊富にし、国民文化の前進に貢献することができる非常に有力な手段でありまして、条約上の制約を受け、技術的にも限りある貴重な電波の使用を許された特定人は、これを最もよく公共の福祉に適合するようを使用する責務を有しているものと考えます。従つて、一般放送及び教育放送に関する積極的意味における準則を設け、放送事業者の指標としてこれを明定することが、公共の福祉に適合するゆえんであらうと思われます。

他方、放送事業が、ほしいままに、あ

不測の害毒を流すことがないように、何らかの措置が必要であると考えます。この意味で、そのような害毒を防除するための規定が必要であると認め、從来規定されています、放送は公安を害してはならないことと、公平、公正でなければならぬという規定のほかに、善良な風俗を害してはならないとす。さて、これらの準則を、いかにして表現の自由を侵すことなく実効あらしめるようにするかが、最もむずかしい問題でありまして、種々工夫いたしました結果、あとで申し上げます放送事業者の放送の準則及び番組審議機関を設けて、放送事業者の自律によつて番組の適正をはかる措置を講ずることにいたしました。

会の自主性を尊重し、いやしくも言論報道機関に対する政府の圧力ということがござる。会長の任免の手続き、収支予算等に関する制度、協会の財務の調査等については、各方面の有力な意見があつたにもかかわらず、現行に据え置いたのは、右のような配慮からでござります。

方針の第三は、民間放送の増加及び事業者の間の競争の激化による弊害の発生を防ぐために、事業運営の自主性、主体性を確保するための措置を講ずることであります。この場合、その自由な事業活動を阻害しないため、必要最小限の規定にとどめることにいたしております。

以上の方針にのつとり、改正案で規定しているおもなる事項は次の通りであります。

第一は、番組の適正をはかるための措置に関する規定であります。これは大体において協会と一般放送事業者に共通なものでございます。国内放送の放送番組の編集及び放送に当つては、積極的に国民に必要なニュースを提供し、教育、教養に資し、健全な慰安娯楽を提供することによって、国民の生活を豊富にし、その向上に資するようになります。その内容が、現行法の規定する通り、公安を書きず、公正なものであるばかりでなく、新たに善良な風俗を害してはならないこととし、これらの事項を法に明定しますので、明確にその準則を設けております。これらの法で明定した放送番組の

編集及び放送についての準則の実効化を確保する方法といたしましては、方針にもはつきりしております通り、送が言論機関たる特性にかんがみ、放送番組審議機関の設置を義務づけ、放送事業者による規制を避けて、次のことと自律的な方法を採用いたしております。すなわち、放送事業者はこの番組審議機関に諮問権を有する。すなわち、放送事業者はこの番組審議機関に自ら主的かつ放送番組の審議及び放送をしなければならないものとして、その順守を公表する義務を負わせ、及び、これを公表する義務とします。また、その番組審議機関には、放送された番組の批判機関たる任務をも持たせ、彼此相合して番組の適正化並びに業務の範囲及び業務量の増加に対応するに必要な措置であります。右の措置の一として、協会の公共的性格を明確にし、その業務の範囲を拡張する措置に関する規定を設けました。現行放送法は、民間放送についての規定は、きわめてわずかな条文しか規定しておりませんが、わが国の放送は、民間における公共放送一本建及び米国における民間放送一本建の長所を取り入れ、カナダや豪州と同じく、協会と民間放送の二本建をとつております。ただ、前に述べましたように、現実にありますため、協会が放送界全体において占める地位、特に一般放送事業との関係が必ずしも明らかでありますので、今回の改正案におきましては、特にこの点を明らかにするため、次の

明定しております。また、現行法によつては、その業務は協会の放送に限ることとされ、國にあまねく普及しなければならない旨及び國際放送を行ふものである旨が規定いたしました。すなわち、協会は、ラジオ及びテレビジョンを用ひてこの点を擴張して、一般放送事業の進歩発達にも寄与することができますが、改めて嚴格に限定されておりますが、改めてこの点を擴張して、一般放送事業の進歩発達にも寄与することができますが、改めていたしております。すなわち、協会の行うべき研究及び調査の実施に當つては、業務の遂行に支障がない限り、学識経験を有する者及び放送に關係を有する者の意見を尊重するとともに、研究の成績ができる限り一般の利用に供しなければならないこととし、また、放送番組及びその編集上必要な資料を一般放送事業者等の用に供し、委託を受けて放送及びその受信の進歩発達に寄与する調査研究、放送設備設計、その他の技術援助並びに放送従事する者の養成を行ふことができることといたしました。

措置の二として、協会の責務の重複化並びに業務範囲及び業務量の増大に対応して、經營機構の改善をはかるしめ所要の規定の改正を行いました。すなわち、經營機構については、意思決定機関と、業務執行機関の責任と権限を明確にする措置として、經營委員会の任務は、協会の經營方針その他業務を執る機関としております。また、經營運営に関する重要な事項を決定することとし、会長を經營委員会の構成員とすることをやめて、もっぱら業務を執る委員会の機能をより高めるために、有能な人材を広く選任することができることと、全国を通じて選出される委員会四名を加え、若干ではあるが、選出の

協全で、業界の範囲及び業務量の増大に伴い、理事及び監事を増員することにしております。会長等の役員の任免の方式については、さきにも述べましたように、現行の通りといたしております。

措置の三として、財政能力の強化をはかるため、協会の業務の拡大による所要資金の増加に対応して、放送債券の発行限度額を引き上げることともに、一般放送事業者が放送に対する対価を受けることを禁止することにより、その収入を確保する道を講じました。なお、収支予算等に関する制度及び受信料に関する制度については、これを改正すべきであるという意見もかなりございますが、今回は現行のままとしましてが、収支予算等について、年度当初までに国会の承認が得られなかつた場合の暫定措置を講じております。

第三は、一般放送事業者の自主性、主体性を確保するため必要な措置であります。一般放送事業については、さきに述べましたとく、現行法ではつきわめてわざかな規定があるのみでございます。一般放送事業に関する規定で最も重要なことは、番組の適正化をはかるための措置に関するものでございまして、これについては、すでに申し述べた通りでございます。番組の適正をはかるための措置以外の規定として、この法案で規定しておりますのは、学校向けの教育番組の放送を行う場合の広告の制限、並びに放送事業者の自主性及び主体性を確保するための措置であります。一般放送事業者の自主性及

び主体性を確保する措置としては、名義貸し並びに番組協定について、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項、及び放送番組の放送の拒否または中止を禁止する条項を含むことを禁止する規定を設けました。なお、そのほかに、事業經營のあり方として、一般放送事業者は、受信者から放送の受信の対価を受けてはならないと規定いたしました。

以上のほか、郵政大臣は、放送法の施行に必要な限度において、日本放送協会及び一般放送事業者に対し、その業務に関し報告をさせることができる」といたしました。

今回の改正は、以上述べたところでおわかりのこととく、今日の放送界の実情を直視するとともに、明日の放送の姿をも想定し、これらに対応するため、表現の自由を確保しつつ、かつ、放送番組の適正を期するための自主的規制を中心とした番組の編集及び放送に関する準則、並びにこれを確保するための規定を設け、日本放送協会については、その公共的な性格を明らかにし、及びその活動をより活発にするための改正を行ふとともに、一般放送事業についても、その業務の運営に関する若干の規定を設けようとするものであります。きわめて現実に即した必要不可欠の改正のみであります。順次、発言を許します。前田佳都男君。

○前田佳都男君 ただいま上程になりました放送法の一部を改正する法律案につきまして、自由民主党を代表して、総理大臣並びに郵政大臣にその御意見を伺いたいと思うのであります。

現行放送法は、昭和二十五年第七回国会において成立施行になつた法律でありますし、自來八年間、わが国の放送界は何人も予想もしなかつた大きな変化を遂げたのであります。民間放送の出現、テレ비ジョンの登場を見、放送局数においても、受信者数においても異常な躍進を見、諸外国に比して決して遅色はない、放送界はまさに百花繚乱なる姿を呈しておるのであります。私たちの生活に耳新しいラジオとか、放送とかいう言葉が入ってきたのは大正十四年で、以来三十余年の間に、われわれの社会も生活も、ラジオ、テレビをおいては考えることができないものとさせられております。現代こそラジオ、テレビによつて代表されるマス・コミの時代であり、耳を通じ、目を通して人の心に訴うる影響は、けだし大なるものがあります。かかる著しい変化に即応して、わが国に民間放送の二本建で行われ、おののれど心配する向きもあるのでありますかが、かかる危惧に対しても、郵政大臣はいかにお考へになるか、承わりたいのです。

臣はいかにお考へになるか、所信を表明していただきたいと思います。

世一、今回の放送法改正は言論統制の一環であり、これを契機とし、さらには二重の塔、三重の塔を立てるなどして遅色はない、放送界はまさに百花繚乱なる姿を呈しておるのであります。

私は、耳を通じて人の心に訴うる影響は、けだし大なるものがあります。かかる著しい変化に即応して、わが国に民間放送の二本建で行われ、おののれど心配する向きもあるのでありますかが、かかる危惧に対しても、郵政大臣はいかにお考へになるか、承わりたいのです。

臣はいかにお考へになるか、所信を表明していただきたいと思います。

次に、法体系の問題であります。わが国の放送事業は、日本放送協会、民間放送の二本建で行われ、おののれど心配する向きもあるのでありますかが、かかる危惧に対しても、郵政大臣はいかにお考へになるか、承わりたいのです。

臣はいかにお考へになるか、所信を表明していただきたいと思います。

次にお伺いしたいのは、今回の改正は、番組の向上を一つの重点といたして法の部分改正にしたのか、その理由を承りたいと思ふのであります。

次にお伺いしたいのは、今回の改正は、番組の向上を一つの重点といたして法の部分改正にしたのか、その理由を承りたいと思ふのであります。

次にお伺いしたいのは、番組の向上を一つの重点といたして法の部分改正にしたのか、その理由を承りたいと思ふのであります。

は、内容を吟味せず、直ちに言論統制

と断じ、その改正に反対するはまことに遺憾とするところであります。現行の放送法をもつて足りりとする考え方には、あたかも成長せるおとなに、子供

までのストリップやキッズなどの、まゆをひそめる場面を子供に見せたり、また夜おそく、子供の好みよう

な番組はお断わりりしたいとの意見も多いのです。また、極端な場合に、その放送の大半を流行歌や漫才、または浪花節など、娛樂番組に偏して、お

よそ教養、教育番組の乏しくなるおそれもあります。今回の改正に際し、番組の編集に当しましては、「善良なる風

俗を害しないこと」の一項をつけ加えるとともに、教育、教養、報道、娛樂の番組、相互間の調和を保つように規定

したのは、当然のことと思われるのですが、ときにはこれが拡張解釈の余地を与え、放送のおもしろさを抹殺し、せつかくの国民娛樂が、官僚の手によつて活気を失うのではないかと心配する向きもあるのであります。

私は、耳を通じて人の心に訴うる影響は、けだし大なるものがあります。かかる著しい変化に即応して、わが国に民間放送の二本建で行われ、おののれど心配する向きもあるのでありますかが、かかる危惧に対しても、郵政大臣はいかにお考へになるか、承りたいのです。

次にお伺いしたいのは、番組の向上を一つの重点といたして法の部分改正にしたのか、その理由を承りたいと思ふのであります。

次にお伺いしたいのは、番組の向上を一つの重点といたして法の部分改正にしたのか、その理由を承りたいと思ふのであります。

は、内容を吟味せず、直ちに言論統制

があつたと思ふのであります。一般受信者、ことに家庭内では娯楽もけっこうに對するところであります。わが國の放送事業が、公共放送、民間放送の放送形態とは異なつておるのであります。しかし、現行放送法は、アーリカの民間放送、イギリスのBBCの公益放送、フランス、インドなどの国営放送など、一

本建の放送形態とは異なつておるのであります。しかし、現行放送法は、アーリカの民間放送、イギリスのBBCの公益放送、フランス、印度などの国営放送など、一

本建で行われ、アーリカの民間放送、イギリスのBBCの公益放送、フランス、印度などの国営放送など、一

次は、日本放送協会の性格に関連してお伺いしたいのであります。わが國の放送事業が、公共放送、民間放送の放送協会が、放送事業全體に占める地位、ことに一般放送事業者の関係が明確ではないので、この隙、日本放送協会の公的的性格を明確にいたしまして、その業務範囲を拡張して、それを対処するため、意思決定機関である監査委員会の増員並びに業務執行機関の定期増加は妥當と思えるのであります。

しかるに、今回の経営機構の拡充は、日本放送協会の自主性を抹殺し、御用機關と化すという懸念をする者がありますが、私は、今般の改正においては、たとえば日本放送協会会長の任免手続につきまして、臨時放送審議会の、内閣の同意を要するという答申をとらず、現行通りに据え置いたいきさつから見ましても、いかに言論機関に対する圧力といふ点を極力避けようとした慎重さがわかるのであります。

しかしながら、重大な問題でありますから、日本放送協会を政府はいかに考へられるか、私は特に岸総理大臣並びに田中郵政大臣の御所見を伺いたいのあります。

また、日本放送協会の性格に関連してお伺いして、その受信料について伺いたいのであります。民間放送が今日のことと普及をいたしました現在、日本放送協会は、受信料を公共放送に対する聴取料としてとることが果してよい

かどうか。聽取料といふ形式を改め、聽取する許可を与える特許料、ライセンス・フィーとした方が妥当ではないかとも思われるのであります。これの方が法律的にもすつきりし、財源確保の点からも、すぐれておるといふ考えもありますが、果していかがお考えでしようか。

次は、国際放送に関するお伺いしたのであります。が、果していかがお考へ文化、産業、その他の事情を諸外国に紹介して、わが国に対する正しい認識をつちかい、国際親善の増進及び外國との経済交流の發展に資するとともに、海外同胞に適切なる慰安を与えるのでありますか、各地よりその拡充強化を要望する声が高まっております。平和外交推進のためにも、また、海外への進出のたびにも、政府は、この際大々的に国際放送を拡充する意思はないかどうか、お伺いしたいのであります。

次に、放送の新技术に関するお伺いいたします。ます、カラー・テレビについてであります。が、アメリカでは、すでにカラー・テレビの本放送を行なっており、全テレビ局の約半数がカラー放送を行なっている状況であります。歐州方面でも、イギリスを中心として、フランス、オランダ、西ドイツなどで盛んにカラー・テレビの実験放送が行われております。が、今後は、混成行きでありますので、これに対処するため、政府はいかなる方策を立てておられるか、お伺いしたいのであります。(拍手)

最後に、FM放送についてであります。が、FM放送も日下実験放送を行なっておりますのであります。が、諸外国の例を見ますと、アメリカでは現在五百局ほどのFM放送局があり、また欧洲方面では広く各国で実施されており、いずれも外國電波の妨害を避ける意味と、いわゆる第三放送的な内容をもちまして、ますます発展を続けております。イギリスでは、現在国内人口の八割以上をFM放送でカバーしており、西ドイツでは、戦後、国内放送を一挙にFM放送に切りかえました。が、日本におきましては、放送法の施行以来、放送局の数が急激に増加し、もやは中波のラジオ放送に割り当てる周波数が窮屈な状態にあります。また、日本の空には、ソ連、中国、韓国、アメリカなどの各國の電波が乱れ飛び、西日本一帯は、ソ連、中共の電波で混信に悩まされています。聞くところによれば、中共では、来年度から始まる第二次五ヵ年計画で、三百キロワットという強力な中波放送局を作ると言われております。これが実現の暁は、ダイヤルを回せば中共の赤い電波がどんどん飛び込んでくることになります。かくのことく、外國電波の妨害も、年ごとにその数と強さを増しつつあるのであります。

かかる現状にかんがみ、今後は、混信のないハイ・ファイであるFM放送を早急に考えなければならぬと思うの構想を承りたいと思ふのであります。(拍手)

○國務大臣岸信介君登壇、拍手

〔國務大臣岸信介君登壇、拍手〕

まず第一に、FM放送が目的とするわけでありまして、それが、FRCの所信など見ますと、AM放送局は五百局ほどあります。が、これに対して政府の所信はどうだとお答え申し上げます。

○國務大臣(田中角栄君)特に私を指名しての御質問に対してもお答え申し上げます。

○國務大臣(田中角栄君) 前田さんにお答えをいたします。

第一回の、言論の統制の導火線にならないかということに対しては、総理大臣が今申された通りでございまして、そういうことは全然考えておりませんし、少くともそういうことを考へられるようなおそれのあるものは、全く承知いただきたいと思います。

○國務大臣(田中角栄君) お答えをいたします。

次は、放送番組が今度の改正で無味乾燥にならないかということに対しては、一部においては、非常に低俗である、いうふうなきびしい批判があります。しかし、一部においては、四、五年間、七、八年間の歴史を持つものにしては、非常に高い水準になりつつあるから、このままだんだんよくすればいいだろうというような議論があることは、御承知の通りであります。しかし、この法律の目標とするところは、報道、教育、教養、娛樂といふものが、均衡のとれるもの、調和のとれるものを希望いたしておりますから、全くの倫理規定でありまして、この法律が改正になることによって、明確な指標ができる、放送が健全化され行くだろうということを期待しておるわけでござ

いります。あまり無味乾燥にならないかといふことは、お詫びをございましたが、ときには浪花節などを入っても一向差しつかえないのです。ただ、そういうもののあとに墜してはならぬといふことであつて、調和のとれた番組は、健全な番組だと考へてあるわけですがござります。

それから次に、番組審議機関を作ることは、言論統制じゃないかといふお話をございまますが、これはもう、どういふを看ておつて、衣の下からよろいが出来るなどといふような表現をされておりますが、そういうものでは全然ございません。これこそ法律に明確にこういふことを規定いたしまして、なお自律にまかせましたのは、すなわち言論の自由を、あたたかくはぐくみ、これを育成するためにも、はだ着を作らうといふことでござります。よろいとはだ着は、全然違いますので、よろいを看るような意味は全然ございませんから、一つ御承知を願います。

それから、協会の自主性の問題に対するお詫びをござりますが、これは御承知の通り、放送法改正の臨時審議会の答申は、非常に明確な線を打ち出すべきだという答申でござります。民法と公共放送が相対立してできるような状態においては、NHKをより公共的なものに性格づけて、できるならば民間にしなければならぬという答申が出ておることは、御承知の通りであります。その意味においては、地区別の經營委員会全部やめなさいといふ答申が

出ております。しかも会長の任命等に当つては、郵政大臣の認可を受けるべきであるという、こういふくらいに明確に出ております。そうでなければ、一般民間企業と違つて、政府が財政資金を貸したり、またNHKだけが特権的な受信料を徴収する特権を与えられておるのでありますから、そういうふうなにした方がいいといふ答申さえあるのです。ですが、政府は、現行のままでもつてこれを育成することがよろしいという考え方のとて、現行通りのものにして、これをもつて、NHKを政党の指揮下に置くなどといふような者などと語われることは、少しこれは、どうも無理な話ぢやないかと思います。そういう意思は、総理大臣が申されました通り總対にございませんから、一つ明確に申し上げておきます。

中案(機密認可)

国際放送についての考え方を述べておきたいと思いますが、国際放送は非常に重要なものであると思いまして、今度の改正では、NHKの義務として、またNHKの固有の権限として、NHKは国際放送を行わなければならない、また国際放送はNHKが行うのだと、こういふふうに明確に規定をしたわけでござります。これは在留邦人だけではなく、外交の問題、友好關係の増進、その他の問題を考えまして、これが重大であることは申すまでもありません。でありますから、昭和三十三年度は一応八千九百万円の交付金をきめ、十五方向十五時間でござりますが、なお十五方向十五時間以上じ放送を行い、国際放送の拡充をして参りたいという考え方でござります。

ますと、既存のテジネ業者も相當に抱いておられることは間違ひない。問題に対しては、十分な研究と自信を持たなければ、FM帯に直ちに移行されるとどうわけには参らないと思ふ。す。であります。が、FMのチャンネル・プランもきめなければならぬといふ考えをございますし、FM帯にUHF帯を合わせて、NHKをして、まず教育放送を全国的にやらなければならぬといふ一つの手段としての考えを明確になつておりますので、できるだけ早くFM機のチャンネル・プランは決定いたしたいといふ考えでございます。

カラード・テレビの問題は、これはなかなかむずかしい問題でございますが、現在日本においては、NHK及び民間の業者一社に試験免許を行なつておられますことは御承知の通りでござります。今年の五月末から六月の中旬に、モスクワで世界各国のカラード・テレビ基準会議が開かれるわけでござります。この会議で初めて世界のカラード・テレビジョンのいわゆる基準をどう定めようかということになるわけでありまして、日本政府からも代表を送つて参加をせしめるつもりでござります。そういう事情でござりますので、FMの問題とあわせて、カラード・テレビジョンの問題も、今年一ぱいで、チヤンネル・プランをきめなければならぬだらう。FMあるいはUHF等の帯に對しても、チヤンネル・プランの決定を急いで、近い将来には、カラード・テレビといふことの放送問題に対しても、結論を出さなければならぬといふ考えでござります。

○議長(桜野謙平君) 山田節男君。
〔山田節男君登壇、拍手〕
○山田節男君 ただいま議題になりました
した放送法の一部を改正する法律案につきましては、私は日本社会党を代表いたしまして、以下、岸総理、田中郵政大臣並びに太蔵、通産、文部の諸大臣に質問を申し上げたいと存じます。
その前に、この放送法とは、従来の日本におきまする放送文化の一つの憲法と申しまするが、改正をされることになったのでございまするから、私は、この放送法の制定當時の一つのエピソードを皆様に申し上げて、本論に入りたいと存じます。
読みますると、昭和二十三年の六月でございました。芦田内閣のときだ
ざいましたが、私は当時、日本社会党GHQの邊信部並びに民間教育情報部部長から招かれまして、そのときに、いろいろなことを言わされた。昭和二十年の十二月に、GHQ、マッカーサー司令部から、NHKを根本的に再組織すべしといふメモランダムを出してある。これは、ここに岸総理がおられますが、当時、東条内閣の閣員をしておられた岸総理は、十分お感じになつておることと想いまするが、この戦争中におきまするラジオ放送といふものを、國家の言論統制をして、ひどくこれを利用したことだが、今日の日本の悲運を招いた大きな原因であるからして、財閥の解体、それから農地の解放、それから放送の自由、これが日本政府の民主化の根本政策であるからして、ことに放送法を制定しなくてはならぬ、それと同時に、日本放送協会にこれを預けさせることとすることとほ、再び軍

7

想、あるいは官僚、あるいは特殊階級が乱用するかもしれないからして、この放送の文化を保障するような方策を一つ法律を作りたい。これが電波法、電波監理委員会設置法並びに放送法となつて現われたのでござります。私は、この放送法が日本占領軍政下におきまするある特殊の状態におきまして、日本民族のために定められたものであるといひことを、皆様に御記憶をお新たにしていた。たまないと存するのであります。（拍手）

さて、今回のこの放送法の改正のいきさつでござりまするが、ただいま所管の内郵政大臣から、きわめて詳細に、るる述べられました。あの自信満々たる提案理由の御説明でござりますけれども、私性以下質問をいたすことになりましたて、大臣並びに岸内閣全般の所信を聽らかにしておきたいと想うのでござります。

まず第一に、岸總理に対してお伺いしたいのでございまますが、この電波は、これは国民の共有の財産であつます。いわゆるバブル・カーブ・システムと申しておられます船、これは国民の要するに共有の領域である。しかも今日、地球上の数多くの種類の、あるいは出力の電波が使用されておありますために、条約によりまして、日本に割り当てられる電波に制限があるのであります。でありますから、電波法の第一条に申しておきますように、これを国民のために、公共福祉のために、きわめて有効に、かつ能率的に使あなくてしまするが、電波行政といふものは、一内閣の中の大半が所管すべくあまりにもこれは重大なものでござります。

ヨーロッパ諸國におきましては、電波行政に關しましては、これ性司法、行政、立法と、こういった太うな、今まで複雑な行政事務を扱わせる、それを規制するものとして、國際的いろいろな制約を受けます。この國民の権利保護のことをつまましては、一内閣の行政被行政につまましては、田中副大臣がこれをつかさどるも、ふことにつきましては、今日までの実績を見ましても、非常に弊害が多いのじやないかとおもひます。私は電波行政につまましては、田中副大臣は、きわめて勇敢にやらされましたけれども、しかし、私どもから見まするならば、これは一種の利権化運動となつて参りました。暗躍明動、まことに目立つてない争奪戦が行われておることは事実でござりまするが、こういう点から見ましても、私は電波行政は総理府の外局に置いて、政治と独立した一つの行政機関を設ける必要があるのぢやないかと思つたのであります。この点に關する岸総理の御所見を伺いたいと存ずるのであります。

閣、鳩山内閣、年々國庫の負担をあやしまして、これは申すまでもなく、放送法の第三十五条によりまして、郵政大臣がNHKに、その放送地域と、あるいは放送事項を命令して、国際放送をやらせる。従つて、三十五条によりまして、國が国際放送新要の費用を負担するといふことになつておる。しかるに、今回の三十三年度のNHKの予算を見ますると、在來の内閣が同年、この国際放送の重要性にかんがみまして若干ではありまするけれども、予算をあやしてきただのでございまするけれども、来年度の予算を見ますといふと、これは初めてでござりまするが、額から申しますと、千五百五十万円といち国際放送の經費を削つておるのであります。これは私はまさに殘念なことでございまするが、その理由を聞いてみますといふと、千五百五十五万円は、これは減らしなけれども、これは外國へ海外放送の送信をする國際電話の送信料を少しまけさせるから、それでとにかくがまんしろということを言われたのであります。これが一千五百五十万円をどういふかにしまでさせるかと申しますといふと、御承知のように、海外放送は、いわゆる時間によりまして電波の状況が非常に違うのであります。たとえば、東南アジアにおきまして數カ国の電波を発しまする場合にも、正確にそこに到達するためには二波も三波も使用しなくてはならない。しかしに、これを三波やつて、正確にその土地に送信をしようと、いうのを、ただ一つでやる。要するに、値段を値切るということは、その放送が向うに着くか着かぬかわからぬ。こらいうようなことをしてまで国際放送

の経費を削るということは、私は禁物です。管理の今日までの、東南アジアに行かれ、あるいはワシントンに行かれたり、交方針を申しますが、碧海友好のなうか、獨立国際放送の経費を節減するところ、これは初めてのことあります。が、この矛盾した事項に對しまして、岸総理はどういうお考えをお持ちですか。聞くところによりますると、政府は値切りまして、二億六千万円で、政府は大蔵省の最後の査定におきまして、九千五百万円の査定にしました。イギリスは、一九五八年度におきまして、海外放送のために五百七十七万ポンド、邦貨にしてしまして五十七億円の交付金を予定しているのであります。これは私はまことに遺憾なことをござりまするから、岸総理の御所見を伺いたいと思うのであります。(拍手)

テレビでもラジオでも聞けます。すべて
N H Kに受信料を払わなくちゃならない
ところは、これは何と申しますと、一種
大さな疑問でござります。のみならず、
契約の自由といふ憲法の保障も
いるところから申しますと、一種
これは憲法違反じゃないかといふこと
まで、今日言われておるのであります。
さて、かように、実に何と申しますかね。
矛盾きわまる事態となっておしまし
この毎日新聞の受信料をどうするのか。
大臣の御答弁を聞きませるといふと、
まあ今どきにかやつておりますか
して、そのままにしておきましたと
う御答弁でありますけれども、N H
Kのために、あるいは日本の将来のひ
共放送の発展と財政的基礎の確保を
るをいふ意味からいたしましても、一
れをなさざむにしたといふことは、
れは私は、田中郵政大臣並びにこのさ
宰者であります岸總理の責任は、よ
わめて重大であり、怠慢と申しても半
つかえないと思うのであります。
とに不徹底な改正法の中におきま
て、最も不徹底きわまるこの重要な課
題に触れなかつたといふことにつきま
して、もつと私は徹底した郵政大臣の
御答弁を願いたいと思うのであります
す。

五四にしようとしていることを言わされたことを新聞で知ったのでございまして、放送法の改正の要綱を配らるゝのでございます。それが三度私がするが、少くとも毎日、現政府におきまする受信料といふものは、一種の税金のように、何んでもかんでも強制的に取られるというのであります。月六十七円でござりまするが、テレビは一ヵ月三百円でござります。こういう国民の經濟にきわめて重要な、問題の重要性におきましては、郵便切手の値上げ、電信電話料の値上げと何ら異なることを、一郵政大臣が値段の上げ下げをできるようにしておくということは、これまた私は、まことにけしからぬことであると懸うのであります。この問題については、むしろ私は法律をもつて、電信電話料金、郵便切手と同じようにきめるべきものだと思つてございまするが、これにつきましては、岸総理並びに田中主官大臣の御答弁をわざらわしたいと思うのであります。で、NHKは公共放送の重任を思つてございまするが、これにつきまする岸総理並びに田中主官大臣の御答弁をわざらわしたいと思うのであります。

この問題について、私は、まことにけしからぬことであると懸うのであります。この問題については、むしろ私は法律をもつて、電信電話料金、郵便切手と同じようにきめるべきものだと思つてございまするが、これにつきましては、岸総理並びに田中主官大臣の御答弁をわざらわしたいと思うのであります。この問題については、むしろ私は法律をもつて、電信電話料金、郵便切手と同じようにきめるべきものだと思つてございまするが、これにつきましては、岸総理並びに田中主官大臣の御答弁をわざらわしたいと思うのであります。

この問題については、むしろ私は法律をもつて、電信電話料金、郵便切手と同じようにきめるべきものだと思つてございまするが、これにつきましては、岸総理並びに田中主官大臣の御答弁をわざらわしたいと思うのであります。この問題については、むしろ私は法律をもつて、電信電話料金、郵便切手と同じようにきめるべきものだと思つてございまするが、これにつきましては、岸総理並びに田中主官大臣の御答弁をわざらわしたいと思うのであります。

この問題については、むしろ私は法律をもつて、電信電話料金、郵便切手と同じようにきめるべきものだと思つてございまするが、これにつきましては、岸総理並びに田中主官大臣の御答弁をわざらわしたいと思うのであります。

この問題については、むしろ私は法律をもつて、電信電話料金、郵便切手と同じようにきめるべきものだと思つてございまするが、これにつきましては、岸総理並びに田中主官大臣の御答弁をわざらわしたいと思うのであります。

この問題については、むしろ私は法律をもつて、電信電話料金、郵便切手と同じようにきめるべきものだと思つてございまするが、これにつきましては、岸総理並びに田中主官大臣の御答弁をわざらわしたいと思うのであります。

この問題については、むしろ私は法律をもつて、電信電話料金、郵便切手と同じようにきめるべきものだと思つてございまするが、これにつきましては、岸総理並びに田中主官大臣の御答弁をわざらわしたいと思うのであります。

この問題については、むしろ私は法律をもつて、電信電話料金、郵便切手と同じようにきめるべきものだと思つてございまするが、これにつきましては、岸総理並びに田中主官大臣の御答弁をわざらわしたいと思うのであります。

この問題については、むしろ私は法律をもつて、電信電話料金、郵便切手と同じようにきめるべきものだと思つてございまするが、これにつきましては、岸総理並びに田中主官大臣の御答弁をわざらわしたいと思うのであります。

この問題については、むしろ私は法律をもつて、電信電話料金、郵便切手と同じようにきめるべきものだと思つてございまするが、これにつきましては、岸総理並びに田中主官大臣の御答弁をわざらわしたいと思うのであります。

この問題については、むしろ私は法律をもつて、電信電話料金、郵便切手と同じようにきめるべきものだと思つてございまするが、これにつきましては、岸総理並びに田中主官大臣の御答弁をわざらわしたいと思うのであります。

この問題については、むしろ私は法律をもつて、電信電話料金、郵便切手と同じようにきめるべきものだと思つてございまするが、これにつきましては、岸総理並びに田中主官大臣の御答弁をわざらわしたいと思うのであります。

は、実験用でありまするならば、三台か五台買入を入れまして、それをメー カーに研究させればいい。百台輸入、非常に高いのであります。少くとも一台は五十万円であります。それを何に するかと言えば、それを実験放送のための方々に据えつけまして、これを宣伝に使う。また、それに一つのスポンサーをつけようというや伺つておるのであります。この外貨の貢献な今日におきまして、通産大臣は、カラーテレビのセットをアメリカから百台輸入するかどうか、この点を伺いたいのであります。

最後に、文部大臣に対しましては、これは昨年の二月と想いまするが、参 議院の文教委員会におきまして、こと

テレビの教育放送は重大であるからして、このテレビによる教育放送を開始する上におきましては、参議院といたしまして、なるべく公共機関的な放送機関によって、青年、少年並びに この社会教育のために、慎重を期して画策をすべしといふことが、付帯決議として文部大臣に出されておるのであります。しかるに、このテレビのチャンネル割当におきまして、教育放送の公共放送並びに民間放送の免許がございましたけれども、これにつきましては、文部大臣は郵政大臣からいろいろ協議を受けられた。また、今回の放送法の改正におきまして、公共放送、民間放送における教育放送番組につきまして、文部大臣は郵政大臣からいかよくな相談を受けられ、また、文部大臣としてはいかよくな意見を述べら

れども、これを実験放送のための方々に据えつけまして、これを宣伝に使う。また、それに一つのスポンサーをつけようというや伺つておるの

であります。この外貨の貢献な今日におきまして、通産大臣は、カラーテレビのセットをアメリカから百台輸入するかどうか、この点を伺いたいのであります。

以上、はなはだ論旨が尽きません

が、時間がございませんので、これをおきましても質問を終る次第でござります。

(拍手)

【國務大臣岸信介君登壇、拍手】

○國務大臣(岸信介君) お答えをいたします。

第一点は、電波行政の機構の問題に 関する御質問であります。すなわち、 今のように郵政省の所管にせずに、あ るいは内閣に直属するところの特別の 庁を作るような形はどうだ、要する

内容を低下せしめたものではないので

あります。この経費の合理的な使用 の方法等を考えまして、十分にその目的を達するものと認めて、その減額をいたしましたのであります。

第三は、日本放送協会の受信料の問題についての御質問であります。なるほど民間放送の発達に伴いまして、日本放送協会の受信料という問題につきましては、私はいろいろの問題があると思います。しかし、いろいろな構想

をいたしましたのであります。

また、これを法定にしたらどうだと いうことでありますので、法律上

は、郵政大臣が値上げをしたり、値下

げをしたりする権限は全然ないわけで

ございます。一切が国会の議決に待つ

ことは、計画性が非常にないことであ

ります。しかし、もうすでに、これらのものに

対しては、計画性を持った事業計画を

立てるなどだといふ御意見もござい

ます。しかし、いろいろな構造が変わ

ります。したがって、この電波行政によ

る問題が何であるかといふ御意見もござ

ります。しかし、いろいろな構造が変わ

のが、原案にあつたじゃないか、こういうことがあります。私は法制局とも慎重に審議をいたしたのでございまが、国会において、一体現在の放送は的確に行われておると思うかといふ質問を受ける私の立場でありますし、特に電波法によつて免許を与えてもらつたものに対しても、決算報告には、私が責任を持つた意見書を付して国会に提出をしなければならないわけです。もう一つは、非常に大きな問題であります。が、国会に對して、NHKから出されるものに對して、郵政大臣は意見を付さなければならぬのであります。一体何を根拠に意見を付すかといふことを常に言わるのであります。が、まあこれは普通の意味から言って報告を求める、少くとも法律の命ずる範囲において報告を求めるといふらることは、これは当然だと思ひます。でありますから、このよろなことが言論の統制の道を開き、官が干渉の端緒を開くものは私は考えておりません。

それから番組は法定をしたけれども、民放連等でやつているのだから、法定をする必要がないぢやないか、こういうお話をあります。が、これも十分研究をしたわけであります。また読をなす人は、民放連といふよなものが、もしくは放送連合といふよなものが、ございまして、私も相当耳を傾け、研究をしたのであります。が、その場合

は、放送連合もしくは民放連といふものが、原案にあつたじゃないか、こういうことがあります。が、これはN H Kだけに与えるの性質を法定しなければならないと、いかにも審議がござりますし、特に電波法によつて免許を与えてもらつたものに對しては、決算報告には、私が責任を持つた意見書を付して国会に提出をしなければならない立場にござります。なお、受信料が一体適正なのかどうか、国会で三ヵ年ごとに免許を更新しなければならない立場にござります。が、受信料が一体適正なのかどうか、国会で提出をしなければならないわけです。が、国会に對して、NHKは意見を付さなければならぬのであります。が、まあこれは普通の意味から言って報告を求める、少くとも法律の命ずる範囲において報告を求めるといふらしいことは、これは当然だと思ひます。でありますから、このよろなことが言論の統制の道を開き、官が干渉の端緒を開くものは私は考えておりません。

民放はなぜ受信料を取つてはならないのかといふ問題、これもいろいろな議論のあるところであります。が、アメリカにおいては有料テレビ、有料放送が、民放連等でやつているのだから、法定をする必要がないぢやないか、このよろなことは、國民の意に沿うござりますので、この程度の規定を設けることは、國民の意に沿うございませんから、尊重をしなければならない。こういふ論理規定だけでは、先ほど申し上げましたが、試験予備免許をNHK及び民放一社に与えておられます。これは全くの試験免許であります。が、これは通産大臣から御答弁があると思いますが、百台というようないい気持はございません。

それから、何か輸入の問題がございましたが、これは通産大臣から御答弁がありました。が、これは通産大臣から御答弁があると思いますが、百台というようないい気持はございません。が、これは五月ないし六月に世界国際会議がございますが、現在の状態では、アメリカで使われているNTSC方式以外には、なかなかいい方式がないようになります。一週間ばかり前の新聞や雑誌を見ますと、アメリカの各州の議会は、全員もまとめておらないようあります。が、部議決をして、有料放送は許すべきではないという決議をして、いるよな状態であります。しかも、これは有線放送であります。が、これは有線放送ではありません。現在御審議を願つております日本放送法は、有線ではなく、無線の放送を律する法律でござります。が、この改正案で、民放は、いかなる形で、名目によるかを問わず、受信料を徴収するわけあります。

以上、簡単でございますが、御答弁たのは、受信料はNHKだけに与えるものである、公共放送であるNHKの特権である。そのかわりにNHKも相当の義務を課せられておるのでありますから、受信料は民放に對しては許さない、民放は受信料を取つてはならない。こう規定いたしました。このように明確な線を打ち出しておられるわけでござります。

○国務大臣(萬田尚登君) お答えを

手】
〔国務大臣 萬田尚登君登壇、拍手〕

テレビジョン、ラジオの普及を促進すること、しかも審議会の意見も尊重しなければならないと規定してござりますが、尊重しない場合の罰則も何も設けてございませんから、尊重をしなければならない。こういふ論理規定だけでは、先ほど申し上げましたが、試験予備免許をNHK及び民放一社に与えておられます。これは全くの試験免許であります。が、これは通産大臣から御答弁があると思いますが、百台というようないい気持はございません。

それから、何か輸入の問題がございましたが、これは通産大臣から御答弁がありました。が、これは五月ないし六月に世界国際会議がございますが、現在の状態では、アメリカで使われているNTSC方式以外には、なかなかいい方式がないようになります。一週間ばかり前の新聞や雑誌を見ますと、アメリカの各州の議会は、全員もまとめておらないようあります。が、部議決をして、有料放送は許すべきではないという決議をして、いるよな状態であります。しかも、これは有線放送であります。が、これは有線放送ではありません。現在御審議を願つております日本放送法は、有線ではなく、無線の放送を律する法律でござります。が、この改正案で、民放は、いかなる形で、名目によるかを問わず、受信料を徴収するわけあります。

○国務大臣(前尾繁三郎君) テレビ受像機の価格の問題であります。が、だんだん量産をして参りますにつれまして、価格が漸次下って参つたことは御承知の通りであります。しかし、これではもちろん、われわれとして満足しておるわけではありません。ところが、従来NHKの国際放送の予算において減額をしておるではないであります。が、今後におきましては、国際放送の重要性にかんがみまして、私も御趣旨を十分体して行こう、かように考えておるわけであります。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 登壇、拍手】

送信機が、毎年改良を加えたりっぱりました。技術も向上いたしました。それから周波数の変更等もありました。特に華北地方では受信が非常に安いことがありますと、民放連または放送連合に加入しない業者は、波が出せない、こ

によって極力値下げをやりたいと、か
ら、その影響の調査を行いまし
よう考へておる次第であります。
また、カラト・テレビの輸入のお話
がありましたが、二十台くらいの申し
込みがあつたかと思ひます。しかし、
いたしておりますが、おそらく十台
か、あるいは数台で済むのじやない
か、かように考へております。百台と
いうような話は私は聞いておりませ
ん。(拍手)

○国務大臣松永東君登壇、拍手

に対する質問に對してお答えを申し上
げます。

質問の要旨は、テレビジョン問題
で郵政大臣とどんなふうな協議をし
たか、そして、これからどんなふう
にやつていくつもりかといふよくなこ
とでござります。もちろん御指摘の通
り、教育上の重大な問題でござります
ので、娛樂本位に陥つてはいかない、
教育向上のための万全の策を講せんけ
ればならぬと存じまして、郵政当局と
もいろいろ交渉をいたしました。さら
にまた、私ども文部省といたしまして、
教育テレビジョン局が予備免許を与
えられました際に付せられた放送の公
共性、教育性を維持するための諸条件
が、十分満たされるように希望してい
ることはもちろんでござります。ま
た、求めに応じましては、必要な資
料を提供することも、諸般の協力を
していきたいと考へております。

さらにまた、学校教育、社会教育の
面における積極的な利用促進をはかり
たいと考えていいるのでございまして、
このためには、まずテレビジョンが青
少年に与える影響がきわめて大きいこ

とから、その影響の調査を行いまし
て、その結果を利用する側並びに放送
者に対し、参考として助言を行いた
いと考えてゐるのでございます。

なお、学校向きのテレビジョン放送
につきましては、今後十分利用して、
教育効果を上げられるような番組が行
われるよう配慮されるための方法
を、研究したいと考へております。ま
た、文部大臣の諸問機関といたしまし
ての教育放送分科審議会に対しまし
て、教育テレビジョンの利用方法につ
きまして、いろいろな対策を諮問して
おります。これによつて適正な処置を
期待いたしまして、御指摘のように、
重要な教育上の問題でありますから、
万全を期したいと覺悟いたしていける
次第であります。御了承おきを願いま
す。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて質疑の
通告者の発言は、全部終了いたしまし
た。質疑は、終了したものと認めま
す。

○議長(松野鶴平君) 日程第一、輸出
保険法の一部を改正する法律案(内閣
提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商
工委員長近藤信一君。

〔審査報告書は都合により第十七
号末尾に掲載〕

輸出保険法の一部を改正する法律
案を提出する。

右 昭和三十三年二月十七日

内閣総理大臣 岸 信介

六七号)の一部を次のよう改正す
する。

第一条の四中「普通輸出保険にあ
つては、普通輸出保険を再保険する
契約をいう。以下同じ。」を削る。

第一条の大の見出し中「制限等」を
「制限」に改め、同条中「再保険する
際は」に改める。

第一条の七第一号中「締結する保
険契約により再保険する」を「引き受
ける」に改める。

第二条を次のよう改める。

(保険契約)
第三条の見出しを削り、同条中

「輸出契約に基いて貨物を輸出し、
若しくは」を「輸出契約に基いて貨物
を輸出することができなくなつたこ
と(第一号から第五号までの一に該
当する事由が生じたため当該貨物の
輸出が著しく困難となつたと認めら
れる場合において、輸出契約で定め
る船積期日から二月を経過した日ま
で当該貨物を輸出することができな
かったことを含む。若しくは輸出契
約に基いて」に改め、第三号を削り、
第五号を第七号とし、第四号を第六
号とし、第二号の次に次の三号を加
える。

輸出保険法の一部を改正する法律
案を提出する。

3 この法律の施行前に保険会社が
引受けた普通輸出保険(以下「旧
保険」という)及びこの法律の施
行前に成立した旧保険の再保険の
保険関係については、なお以前の

例による。

4 政府は、政令で定めるところに
より、保険会社との間に、当該保険
会社が旧保険の保険契約に基いて
有する権利及び義務を承継するこ
とを定める契約を締結することが
できる。

5 通商産業省設置法(昭和二十七
年法律第二百七十五号)の一部を
次のように改正する。

第四条第一項第二十二号中「普
通輸出保険にあつては、その再保
険」を削る。

○近藤信一君登壇、拍手

〔近藤信一君、ただいま議題となりま
した輸出保険法の一部を改正する法律
案につきまして、商工委員会における
審査の経過並びに結果を御報告申し上
げます。〕

まず、この法律案の概要を御説明い
たします。

輸出保険法は、昭和二十五年の制定
以来、數次の改正が加えられ、現在で
は八種類の保険を有し、その契約額も
年間千四百億円に上るような規模に達
しております。今回の改正の対象であ
る普通輸出保険は、この保険制度のう
ち最も根幹をなす保険であります。が
創設以来八年を経過するうちに、運用
上欠陥も現われて参りました。変転の
激しい輸出貿易に即応して行くために
は、普通輸出保険もまた簡素にして迅
速に運用されるものでなければならな
いのあります。このような観点か
ら、普通輸出保険に所要の改正を加え
るため、ここに改正案が提案された次
第であります。

改正点の第一は、普通輸出保険が現
在採用している再保険制度を廃止し

る。

3 この法律の施行前に保険会社が
引受けた普通輸出保険(以下「旧
保険」という)及びこの法律の施
行前に成立した旧保険の再保険の
保険関係については、なお以前の

例による。

4 政府は、政令で定めるところに
より、保険会社との間に、当該保険
会社が旧保険の保険契約に基いて
有する権利及び義務を承継するこ
とを定める契約を締結することが
できる。

5 通商産業省設置法(昭和二十七
年法律第二百七十五号)の一部を
次のように改正する。

第四条第一項第二十二号中「普
通輸出保険にあつては、その再保
険」を削る。

○近藤信一君登壇、拍手

〔近藤信一君、ただいま議題となりま
した輸出保険法の一部を改正する法律
案につきまして、商工委員会における
審査の経過並びに結果を御報告申し上
げます。〕

まず、この法律案の概要を御説明い
たします。

輸出保険法は、昭和二十五年の制定
以来、數次の改正が加えられ、現在で
は八種類の保険を有し、その契約額も
年間千四百億円に上るような規模に達
しております。今回の改正の対象であ
る普通輸出保険は、この保険制度のう
ち最も根幹をなす保険であります。が
創設以来八年を経過するうちに、運用
上欠陥も現われて参りました。変転の
激しい輸出貿易に即応して行くために
は、普通輸出保険もまた簡素にして迅
速に運用されるものでなければならな
いのあります。このような観点か
ら、普通輸出保険に所要の改正を加え
るため、ここに改正案が提案された次
第であります。

改正点の第一は、普通輸出保険が現
在採用している再保険制度を廃止し

であります。すなわち、普通輸出保険は、現在、保険会社十六社が元受けた保険契約を、政府が再保険するいわゆる再保険制度を採用しているのであります。ですが、時日の経過とともに、この再保険制度が存続の意義を失つて参りました。その最も大きい理由は、包括保険制度が発達して、輸出組合が普通輸出保険の事務を代行することになつたからであります。従つて、この機会に再保険制度を廃止し、政府の直接引受制度に改めることにより、制度の簡素化をはかつてゐるのであります。なおこれによつて、現在、保険会社の収入となつてゐる元受保険料と再保険料との差額の大部分を、保険料の引き下げに充當することが考へられております。この保険料率引き下げ措置は、政令によつて行うことになりますが、政府の説明では、一二名程度の引き下げが可能であるらといふことでござります。改正点の第二は、普通輸出保険の担保危険の規定を明確化したことであります。この改正により、保険事故の認定が合理化され、保険金支払いの手続が迅速化されることになります。

以上が、今回の改正の要旨でござります。

簡易生命保険法の一部を議論第十四号
保険料率を引き下げた場合の收支の目利
通し、政府直営にした場合、人員の不足、
サービスの低下によって、保険料率を用者に
不便をかけることはないかなどとの問題で
は会議録に譲ることを御了承いたが
きたいと存じます。

○議長（松野龍平君） 日程第三、簡易生命保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第四、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第五、郵便切手類充てん所及び印紙充てん所に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

「二十五万円」に改める。
第十九条第一項ただし書中「廢棄
に因る」を削る。

第三十九条中「第二十一条第一項の規定による解除を除く。」を削る。
第四十五条を次のように改める。
(廢疾による保険金の支払)

（後）において受けた傷害又はかかる
つた疾病に因り左の各号の一に該
当するに至つた場合において、保
険契約者から保険約款の定めると

ころによりその旨の通知があつたときは、当該保険契約について

は、その通知のあつた日に被保険者につき第十五条又は第十六条に規定する保険事故（養老保険にあ

つては、保険期間の満了以外の保険事故（が当該傷害又は疾病に因

り発生したものとみなして、この
章の規定（第三十一条の規定を除

く。)を適用する。但し、保険契約者、被保険者又は保険金受取人の

故意に因る傷害又は疾病を原因とする場合は、この限りでない。

一 両手を失つたとき。
二 痢足を失つたとき。

三 片手及び片足を失つたとき。
四 両眼が失明したとき。

四 次回が今日か
2 前項本文の場合において、第三
十回第一項第二号中「被保食旨

十四条第一項第二号中「被保險者の遺族」とあるのは、「被保險者（保険金を請求する前に被保険者が

(保険金を請求する前に被保険者が死亡した場合にあつては、被保険者の遺族へ二歳以内に支拂つた。)この

聖書の道が、この間に、存続する。

1 附則
この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
2 簡易生命保険法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第十八号)
の施行前に効力が発生した簡易生命保険契約でその保険金の支払の事由がこの法律の施行後に発生するものに係る保険金の倍額支払については、簡易生命保険法の一部を改正する法律附則第二項の規定にかかわらず、同法による改正後の簡易生命保険法第三十二条の規定を適用する。

め、「送達」の下に「又はこれらに関する通知」を加える。

第十七条第二項の次に次の二項を加える。

第三十九条第三項の規定により

小切手払口座が設けられている口座については、その口座の貯金のうち小切手払口座の貯金とその貯金以外の貯金とにつき、そのそれぞれの貯金の額（一日のうち二以上の貯金の額があるときは、その最後の貯金の額）を口座の現在高（同条第一項第三号中「小切手払金額一万円以下の場合三十円一万円を」とする場合五十円）を削り、同条第二項を削る。

第三十九条第一項本文中「自己」を受取人に指定して通常現金払の請求をし、又は自己指図で振り出した小切手による小切手払の請求をする場合を「又は自己を受取人に指定して通常現金払の請求をする場合」に改め、同項ただし書中「前条第一項第一号」を「前条第一号」に改め、「自己指図で振り出した小切手による小切手払の請求をする場合」に改め、同項ただし書中「前条第一項第一号」を「前条第一号」に改め、「自己」を「又は自己を受取人に指定して通常現金払の請求をする場合」に改め、同条第五項中「電信振替の料金、電信現金払の料金及び小切手払に関する照会を電信する場合」における小切手払の料金」を「電信振替及び電信現金払の料金」に改め、同条第三項を削る。

第二十条第一項ただし書中「前条第五項に規定する払出の料金」に、「第三条第四項に規定する料金」を削る。

十八条第二項を「第三十六条第一項又は第三十八条第二項」に改め、

「又は同条第三項の規定による照会」を削る。

第十九条の見出し中「超える」を「こえる」に改め、同条中「口座の現在高を超えて」を「口座の現在高（第

三十八条第三項の規定により小切手払口座が設けられている口座について、その口座の貯金のうち同項の規定により小切手払口座に移し替えた貯金の額を控除したもの）の額。以下次条、第三十三条第二項、第三十四条第二項及び第五十条の六において同じ。」をこれて」に改め、「払出」の下に「小切手払によるものを除く。」を、「又は」の下に「小切手払口座の貯金の額をこえて」を加え、「振り出す」を「振り出し、若しくは小切手払の請求をする」に改める。

第三十条の見出しを「受払通知等」に改め、同条中「又は口座から貯金を払い出したときは」を「口座から貯金を払い出し、又は第三十八条第三項の規定により小切手払口座に貯金を移し替えたときは、小切手払による払出をした場合を除いて」に改め、「受払高」の下に「又は移替高」を加える。

第三十条の二（見出しを含む）中「又は照会」を削る。

第三十一条第一項中「若しくは振替」を「振替若しくは第三十八条第三項の規定による小切手払口座への貯金の移替」に改め、同条第二項中「電信」を「電信若しくは電話」に改める。

第三十二条第一項第一号を次のよ

うに改める。

一 加入者が第二十九条の規定に違反したとき。

第五十七条中「第三十八条第一項又

乃至第三項」を「第三十八条第一項又

は第二項」に改める。

小切手払においては、省令の定めるところにより、加入者の請求に因り、口座所管庁において、当該加入者の口座につき小切手払口

金の全部又は一部を当該小切手払

座を設け、当該加入者の口座に

該加入者の口座に付ける小切手払

金の金額を当該加入者の指

定する郵便局に通知し、その郵便

局において、当該通知に係る金額

の範囲内において、当該加入者が

当該郵便局にあって振り出した小

切手の提示があつたときにその小

切手と引き換えて小切手払の現

金を払い渡し、口座所管庁におい

て、その払い渡した金額をその払

口座の貯金から払い出す。

第三十九条ただし書中「第三十九条号末尾に掲載」

郵便切手類売さばき所及び印紙売

さばき所にに関する法律の一部を改

正する法律案

第三十九条ただし書中「第三十九条

号末尾に掲載」

郵便切手類売さばき所及び印紙売

さばき所にに関する法律の一部を改

正する法律案

第三十九条ただし書中「第三十九条

号末尾に掲載」

郵便切手類売さばき所及び印紙売

さばき所にに関する法律の一部を改

正する法律案

第三十九条ただし書中「第三十九条

号末尾に掲載」

第六十二条第一項中「第十八条第一項」を「第十八条」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。ただし、第五

三条の四の改正規定は、昭和三十

三年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に振り出された小切手による払出については、なお従前の例による。

第四条に次の二項を加える。

2 郵政大臣は、必要があるとき

は、売さばき人が前項の規定によ

り当該業務を行ふ場合に守ること

を要する準則を定めることができ

る。

第五条の次に次の二条を加える。

2 郵政大臣は、売さばき人に対し、第

三条の郵便切手類売さばき所及び

印紙売さばき所（以下「売さばき

所」と総称する）に設けるべき設

備並びに第五条第一項の規定によ

り常備すべき郵便切手類及び印紙

の種類及び数量について指定する

ことができる。

第六条中「郵便切手類売さばき所

及び印紙売さばき所（以下「売さばき

所」と総称する）を「売さばき所」に改める。

第七条第一項中「売さばき業務」を

「売さばきに関する業務」に改め、同

条第二項中「（百万円をこえるもの

は、百万円とみなす。）」を削り、

「百分の六」を「百分の七」に、「百分

の三」を「百分の四」に、「十万円をこ

える金額 百分の一」を「十万円をこ

える金額 百万円をこ

える金額 百分の一・五

に改め、同条に次の二項を加える。

3 売さばき人が第五条第一項の規

定により売りさばくため同条第二

項の規定により買ひ受けた郵便切

手類及び印紙の月額が三千円に満

たない場合に、当該売さばき人に對して第一項の規定により支払う。その買受けた郵便切手類及び印紙の月額を三千円とみなして、前項の規定を適用する。

第八条及び第九条中「売さばきの業務」を「売さばきに関する業務」に改める。

第十条第四号中「売さばきの業務」を「売さばきに関する業務」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 売さばき人が、第四条第二項の規定により定められた準則又は第五条の三の規定による指示に従わなかつたとき。

附 則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の規定により郵便正後の同法の規定により郵便切手類及び印紙の売さばきの業務又は印紙の売さばきに関する業務を受けている者は、それぞれ、改正後も同法の規定により郵便切手類及び印紙の売さばきに關する業務を受けていた者とみなす。

3 楽易生命保険法（昭和二十四年法律第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「第七条及び第二五条の三、第七条第一項及び第二項並びに」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第五条の三中「第三条の郵便切手類は、保険金最高制限額は、この程度の

売さばき所及び印紙売さばき所（以下「売さばき所」と総称する）に設けるべき設備並びに第五条第一項」とあるのは、「第五条第一項」と読み替えるものとする。

（以下「売さばき所」と総称する）に設けるべき設備並びに第五条第一項」とあるのは、「第五条第一項」と読み替えるものとする。

〔宮田重文君登壇、拍手〕

○宮田重文君 ただいま議題となりました三法案につきまして、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

まず、簡易生命保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、保険金最高制限額を引き上げるほか、二、三の点を改正して、保険加入者の利益をはかるうとするものでありますして、その要点について申し上げますと、第一点は、保険金最高制限額を二十万円から二十五万円に引き上げようとするものであります。第二点は、告知義務違反により保険契約を解除した場合にも、被保険者のための積立金は、これを保険金受取人に返付しようとするものであります。第三点は、被保険者が両手、両足を失い、または両眼を失明した等の場合には、死亡した場合と同様に、その際、保険金を支払うこととするものであります。第四点は、保険金の倍額支払いについて、昭和三十年の改正法律施行前に効力が発生したものと、施行のものと、その取扱いを異にしていたのを、同様の取扱いとしようとするものであります。

第五点は、印紙の売さばきに関する業務の委託を受けた者とみなす。

第六点は、印紙の売さばきに関する業務を受けていた者とみなす。

第七点は、印紙の売さばきに関する業務を受けていた者とみなす。

第八点は、印紙の売さばきに関する業務を受けていた者とみなす。

第九点は、印紙の売さばきに関する業務を受けていた者とみなす。

第十点は、印紙の売さばきに関する業務を受けていた者とみなす。

第十一点は、印紙の売さばきに関する業務を受けていた者とみなす。

第十二点は、印紙の売さばきに関する業務を受けていた者とみなす。

第十三点は、印紙の売さばきに関する業務を受けていた者とみなす。

第十四点は、印紙の売さばきに関する業務を受けていた者とみなす。

第十五点は、印紙の売さばきに関する業務を受けていた者とみなす。

第十六点は、印紙の売さばきに関する業務を受けていた者とみなす。

第十七点は、印紙の売さばきに関する業務を受けていた者とみなす。

第十八点は、印紙の売さばきに関する業務を受けていた者とみなす。

第十九点は、印紙の売さばきに関する業務を受けていた者とみなす。

引き上げでは保険の目的を達し得ないのではないか、簡易保険の保険料は民間保険のそれに比し高いのではないか、積立金の運用については、今の運用方針を根本的に検討して、融資範囲の拡大、利率の引き上げ等の方策を樹立し、いま少しく有利に加入者に還元する方法を講ずべきではないか等の諸点であります。その詳細は会議録によつて御了承を願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、山田委員より日本社会党を代表して、「政府は、今後すみやかに簡易払いの支払い通知書一枚の制限額を、三万円から五万円に引き上げようとするものであります。

通信委員会におきましては、数回にわたり委員会を開き、慎重審議をしたのであります。その詳細は会議録に

よつて御了承を願いたいと存じます。

かくて質疑を終り、討論に入りましたが、別段の発言もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもつて、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、郵便振替貯金の小切手払い制度につきまして、郵便局に小切手の呈示があつた場合、直ちに支払い

する法律案について申し上げます。

この法律案は、郵便振替貯金の小切手払い制度につきまして、郵便局に小切手の呈示があつた場合、直ちに支払い

する法律案について申し上げます。

この法律案は、郵便振替貯金の小切手払い制度につきまして、郵便局に小切手の呈示があつた場合、直ちに支払い

する法律案について申し上げます。

この法律案は、郵便振替貯金の小切手払い制度につきまして、郵便局に小切手の呈示があつた場合、直ちに支払い

する法律案について申し上げます。

この法律案は、郵便振替貯金の小切手払い制度につきまして、郵便局に小切手の呈示があつた場合、直ちに支払い

する法律案について申し上げます。

この法律案は、郵便振替貯金の小切手払い制度につきまして、郵便局に小切手の呈示があつた場合、直ちに支払い

する法律案について申し上げます。

ようとするものであります。第二点は、一般の小切手取引の実情にかんがみ、小切手払いに関する料金を廃止しあります。第三点は、売さばき所をはじめ郵便局の補助的施設としての機能を十分に果させるために、売さばき人の指示をすることができるとしようとするものであります。第三点は、売さばき所において、新たに現金封筒の販売せられ、かくて討論を終り、直ちに採決の結果、全会一致をもつて、原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

通信委員会におきましては、慎重審議をしたのですが、その詳細は会議録にあります。第三点は、売さばき所において、新たに現金封筒の販売せられ、かくて討論を終り、直ちに採決の結果、全会一致をもつて、原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

かくて質疑を終り、討論に入りましたが、別段の発言もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもつて、原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

額が三千円に満たない売さばき人に対するものであります。第二点は、一般の小切手取引の実情にかんがみ、小切手払いに関する料金を廃止します。第三点は、売さばき所をはじめ郵便局の補助的施設としての機能を十分に果させるために、売さばき人の指示をすることができるとしようとするものであります。第三点は、売さばき所において、新たに現金封筒の販売せられ、かくて討論を終り、直ちに採決の結果、全会一致をもつて、原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

かくて質疑を終り、討論に入りましたが、別段の発言もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもつて、原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十二分散会

○本日の会議に付した案件

一、政府代表任命につき議決を求める件

一、日程第一 放送法の一部を改正する法律案

一、日程第二 輸出保険法の一部を改正する法律案

一、日程第三 簡易生命保険法の一
部を改正する法律案

一、日程第四 郵便振替貯金法の一
部を改正する法律案

一、日程第五 郵便切手類充さばき所及び印紙充さばき所に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第六 生命保険法の一
部を改正する法律案

一、日程第七 簡易生命保険法の一
部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君
副議長 寺尾 豊君

議員 常岡 一郎君
杉山 昌作君
竹下 豊次君
中野 文門君
高良 とみ君
武藤 常介君
永野 謙君
松岡 幸三郎君
梶原 茂嘉君
宮城 タマヨ君
新谷寅三郎君
後藤 文夫君
本多 定吉君
市郎君

議長 松野 鶴平君
副議長 寺尾 豊君

議員 常岡 一郎君
杉山 昌作君
竹下 豊次君
中野 文門君
高良 とみ君
武藤 常介君
永野 謙君
松岡 幸三郎君
梶原 茂嘉君
宮城 タマヨ君
新谷寅三郎君
後藤 文夫君
本多 定吉君
市郎君

議長 松野 鶴平君
副議長 寺尾 豊君

議員 常岡 一郎君
杉山 昌作君
竹下 豊次君
中野 文門君
高良 とみ君
武藤 常介君
永野 謙君
松岡 幸三郎君
梶原 茂嘉君
宮城 タマヨ君
新谷寅三郎君
後藤 文夫君
本多 定吉君
市郎君

議長 松野 鶴平君
副議長 寺尾 豊君

議員 常岡 一郎君
杉山 昌作君
竹下 豊次君
中野 文門君
高良 とみ君
武藤 常介君
永野 謙君
松岡 幸三郎君
梶原 茂嘉君
宮城 タマヨ君
新谷寅三郎君
後藤 文夫君
本多 定吉君
市郎君

議長 松野 鶴平君
副議長 寺尾 豊君

議員 常岡 一郎君
杉山 昌作君
竹下 豊次君
中野 文門君
高良 とみ君
武藤 常介君
永野 謙君
松岡 幸三郎君
梶原 茂嘉君
宮城 タマヨ君
新谷寅三郎君
後藤 文夫君
本多 定吉君
市郎君

議長 松野 鶴平君
副議長 寺尾 豊君

議員 常岡 一郎君
杉山 昌作君
竹下 豊次君
中野 文門君
高良 とみ君
武藤 常介君
永野 謙君
松岡 幸三郎君
梶原 茂嘉君
宮城 タマヨ君
新谷寅三郎君
後藤 文夫君
本多 定吉君
市郎君

鶴見 祐輔君	成田 一郎君	西田 信一君	笹森 順造君
堀本 宜實君	大谷藤之助君	鈴木 万平君	相澤 重明君
吉江 勝保君	山本 米治君	稻浦 鹿藏君	森 元治郎君
三木與吉郎君	小西 英雄君	前田佳都男君	平林 剛君
雨森 常夫君	井村 武治君	青柳 秀夫君	湯山 勇君
佐藤清一郎君	小林 德二君	英雄君	久保 等君
有馬 英二君	近藤 鶴代君	秀夫君	安部キミ子君
佐藤清一郎君	小澤久太郎君	英二君	登君
大谷邦太郎君	小山邦太郎君	英二君	阿具根 登君
石坂 豊一君	西郷吉之助君	強君	久保 久保
増原 恵吉君	草葉 隆圓君	相澤 重明君	森 重明君
最上 英子君	大野木秀次郎君	西郷吉之助君	木下 友敬君
高橋 雄一君	石坂 豊一君	佐藤清一郎君	元治郎君
横山 フク君	大沢 雄一君	佐藤清一郎君	大蔵省主計局長
小幡 治和君	高橋 雄一君	佐藤清一郎君	大蔵省主税局長
高野 一夫君	高橋 雄一君	佐藤清一郎君	原 純夫君
高橋 伸善君	佐野 伸善君	佐藤清一郎君	鈴木 得治君
寺本 廣作君	高橋 伸善君	佐藤清一郎君	鈴木 得治君
栗山 良夫君	高田なほ子君	佐藤清一郎君	鈴木 得治君
内村 清次君	永岡 光治君	佐藤清一郎君	鈴木 得治君
		佐藤清一郎君	

藤田藤太郎君

松永忠二君

木下友敬君

山本經勝君

龜田得治君

柴谷要君

近藤信一君

藤原道子君

小笠原三三男君

田中一君

三木治朗君

戸叶武君

市川房枝君

野坂參三君

白木義一郎君

北條嵩八君

光村基助君

加瀬完君

千田正君

大竹平八郎君

安井謙君

植竹春彦君

大竹平八郎君

柴田榮君

大竹平八郎君

土田國太郎君

大竹平八郎君

重政庸徳君

北村大川

法制局長官 林修三君

大蔵省主計局長 石原周夫君

大蔵省主税局長 原純夫君

郵政大臣官 上原一郎君

房文書課長 濱田成徳君

監理局長 濱田成徳君

審査報告書

農業協同組合法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年二月二十七日

農林水産委員長 松野鶴平殿

資するため、監査事業に関する規定を整備しようとするものであつて、妥当な措置と認められる。

二、費用しない。

本法施行のため、別に費用は要

参議院会議録第十三号中正誤

ページ段行誤 正

四權威する 權威ある

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十日

昭和二十三年二月十四日 参議院会議録第十四号

定価
一部
(
租
し
良
質
新
社

配
送
料
共
内
五
円

発行所
東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九四四三一至六七四四
郵便番号一五